

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

実は前特別国会では質問立ちませんでしたので、やや半年ぶりということで久しぶりの質問なので何か緊張しておりますが、今日はまた西室社長、大変お忙しいところを御出席ありがとうございました。また後で質問させていただきたいと思います。

そこで、今日は主として、やっぱりライブドア問題が大変大きな問題になっていることは間違いありません。それを中心にしながら、やはりこれまでの金融行政の在り方あるいは資本市場の在り方について率直に問題提起をさせていただきたいし、また、これまでの金融庁の政策の問題点といったことをきちんと究明していきたいというふうに考えております。

そこで、まず法務省にお聞きしたいと思いますが、今回のライブドアというものに対して三名、堀江前社長以下三名が逮捕されました。その逮捕の理由、これは一体何だったんでしょうか。

政府参考人（大林宏君） お答え申し上げます。

株式会社ライブドアの堀江貴文前代表取締役外三名の逮捕事実の要旨は、被疑者四名は共謀の上、株式会社ライブドアマーケティングの株式売買のため及び同社の株価の高値形成を図る目的をもって、平成十六年十月二十五日、東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスであるTDネットにより、株式会社ライブドアマーケティングが平成十六年十二月一日を期日とする株式交換により株式会社マネーライフ社を完全子会社とする旨を公表するに際し、当時会社の間資本関係及び人的関係の該当事項はないなどと虚偽の事実を公表し、さらに、真実はライブドアマーケティングは平成十六年度第三・四半期において経常損失及び当期純損失が発生していたのに、架空売上げを計上する方法により経常利益及び当期純利益が生じたかのように装って、同年十一月十二日、TDネットによりその旨、虚偽の事実を公表し、もって有価証券の売買その他の取引のため及び有価証券の相場の変動を図る目的をもって偽計を用いるとともに、風説を流布したという証券取引法第五十八条違反の事実であると承知しております。

峰崎直樹君 この証券取引法百五十八条で逮捕し、起訴されていると、今現在収監されて取調べ中と、こういうことですね。

そこで、金融市場を、特に証券取引法を監督されている与謝野大臣にお聞きしたいんですが、このライブドア、この堀江社長以下逮捕についてどのようにとらえておられるんでしょうか。

国務大臣（与謝野馨君） 証券取引法というのは、一つはやはり大変難しい法律のよう

に見えますけれども、一つはやはり株の価格形成が公正に行われるということ、それから投資家が正しい知識を持って、その上で自己の責任で売買に参加すると、この二つが証券取引法の私は精神だと思っております。

個別具体的には、ただいま刑事局長がお話し、御説明されたように、偽計と風説の流布と、こういうことですが、これはいずれも証券取引法の重大な規定でございます、これによって善良な投資家の判断を惑わせたということ、また価格形成が正しいものでなくなったということは、仮に証明されたとすれば、当然それは公判が請求され裁判所の判断を仰がなければならないことである、また、金融庁としては証取法の運用については常に厳正な気持ちで行政を行っていかなければならないと考えておりますし、また、監視委員会も監視委員会が持っている権限を最大限に活用していただかなければならないと思っております。

峰崎直樹君 それでは、昨年、実はこのライブドアがニッポン放送の株式をめぐって激しいTOBになったわけですが、そのときにも実は大変議論になりまして、あのTOSTNET取引と言われているものについては、当時の伊藤金融担当大臣は、問題はあるけれども違法とは言えないと。そしてその後で、そのTOSTNET取引の問題についての問題が起きたんで、それについて証券取引法を改正をされた。絶えず問題が起きたから、起きて、違法ではないけれども問題があると、だからそれについては改正していきましょうと。多分、今度も同じ道たどるんだろうと思うんです。

あの伊藤大臣の発言というのは、これは大臣、正しかったんでしょうか。その点どうお考えになっていますか。

国務大臣（与謝野馨君） 私は、その当時、自民党の政調会長をしておりまして、この取引があった後、金融庁の担当者に対してよく説明を求めました。

で、そのときの私の一般的な感想は、時間外取引というのは認められていると。ここで売り方と買い方がぶつかって株の取引が成立する、これは制度として当然あるし、それ自体は合法だろうと。しかし、仮に、売り方と買い方が何日の何時何分にこれだけの株数を売りに出して、これだけの値段を付けて売り出すということが事前に決まっている取引だとすれば、それはTOBの規則に違反した私は行為ではないかというふうに、こう一般的な私は印象を持っておりました。

それで、やはりこういうものは許してはいけないなと思っております、党内でも徐々に法律の改正をしなければならぬということで法律改正に至ったわけですが、その後、東京地裁、東京高裁が判決を出した中で、言わばこれは直接違法ではないという御判断を示しましたので、それはそれで裁判所の判断として素直に受け入れる必要があると、そのように思ったわけでございます。

峰崎直樹君 実はですね、今日議論してみたいと思っているのは、日本のその法体系と
いいですか、大転換をしてきているんじゃないかなど。つまり、会社法自体が何でもあり
のいわゆる改正がずんずん行われて、いよいよその会社法も今年施行されていくわけです
ね。

これは大臣、アメリカ型になっていっているのでしょうか、それとも大陸型になってい
っているのか。どっちの方だというふうに思われますか。端的に教えてください。

国務大臣（与謝野馨君） 私、商法学者ではないので、どっち型かということは分かり
ませんが、先般の会社法というのは片仮名で書かれた商法を何とか時代に追いつく
ものにしようと、そういう試みであったと思っております。

峰崎直樹君 実はですね、僕はやっぱりこの間の、特にバブルの終わった後、実は我々
からすると今の、恐らく与謝野先生、与謝野大臣のお話を聞いていると、どうもやはり従
来の大陸法型の罪刑法定主義と、こういうものに裏打ちされたような考え方に基づいてず
っと発言されているようにしか思えないんです。

なぜこんなことを言っているかという、昨年のあのT o S T N e T取引については、
いやあれは東京取引市場が、市場が開設していて、これは市場取引とは言えないというの
は、それは本来のT o S T N e T、1と2ありますけれども、それは機能はそうだろうと
思うんです。

しかし、そのT o S T N e T取引は、T O Bをするときにこれを使っていいかどうかと
いうことには重大な疑義があります。

そうすると、そのときに、今おっしゃられたように、相対で事前に確実にはっきりした
事実が分かるまでは実はこれは違法とは言えないというふうに言ったんです。そのとき、
証券取引法第一百五十七条というのがあるんです。この第一百五十七条は、疑わしいものも実
はこれは取り締まることができると書いてあるんです。この証券取引法第一百五十七条を使
って、本来使ってはならない、本来あってはならないような取引、例えばこれだけじゃあ
りませんよ、T o S T N e Tだけじゃありません。最近では下方転換付M S C Bというや
つもありますよね。様々なやり方が、これはおかしいんじゃないのかと思われるものがど
んどん出ているわけですよ。

インターネットの中で、いわゆる買ったり売ったりするときに隠し玉だとかいろんな、
私も余りやったことありませんから分かりませんが、そういう、これは問題じゃな
いか、これは市場をゆがめているんじゃないかということで、法の精神が予定していない
ことがどんどん行われてきたのがこのいわゆる一、二年。ライブドア問題が起きて、それ
は象徴的に出ているけれども、それが今日の問題じゃないんですか。そうすれば、この百
五十七条を使ってなぜ取り締まることができないのでしょうか。その点について言ってく
ださい。

ちょっと、大臣でいいです。大臣に質問しています。

国務大臣（与謝野馨君） 個別の問題について詳しく内容を申し上げるわけにいかないのが誠に申し訳ないんですが、一般論として申し上げますと、監視委員会は証券取引法第百五十七条の不正取引について犯則調査権限は持っております。仮に法令違反に該当する事実があると疑われる場合は、必要に応じて調査を行う。その結果、悪質な法令違反行為が認められれば、当然のこととして厳正に対処するものと承知をしております。

峰崎直樹君 これは個別の案件じゃないですよ。百五十七条という、このいわゆる包括的な取締りができる規制があるんです。アメリカのSECは、いや、アメリカのSECのこれは翻訳だと言われているんです。これについて、過去、最高裁はどういう判例しているか、調べてまいりました。これ百五十七条については判例が一つだけありました。百五十七条を使って、この取引については、いわゆるこの百五十七条で取り締まった事例があります。一件ございます。

ところが、一九九一年、今日、資料に、実はお手元の資料の一ページを見てみてください。衆議院の証券及び金融問題に関する特別委員会というのが平成三年八月二十八日に開かれております。これは、例のあの証券不祥事があったときであります。バブルが崩壊して証券不祥事があったあのときでございますね。そのときに、松野さんという当時の証券局長が、これ、証取法五十八条というのは今で言う百五十七条の包括規定です。それ、下に資料として百五十七条を書いてあります。

これは、損失補てん問題について、これは直ちに五十八条に該当するというふうに解釈するのが難しいわけでございます、五十八条につきましては過去に判例が一件あっただけでございまして、これは最高裁です。それ以外に適用例がないというようなことがございます。これは、ちょっと下に書いてありますが、五十八条が事実上今死文化しているような状況にあるわけでございますので、その点、私ども十分問題意識を持っている、こういうふうに言ったわけです。

そうしたら、いや、もう死文化していると、こんなもの使えないんだと。その下、見てください。橋本国務大臣、当時の大蔵大臣は、私から聞いて耳障りな言葉があった、死文化しているという言葉がございましたけれども、これは非常に適切を欠く言葉でありまして、今まで活用されてこなかったということを言いたかったんだろうと思いますけれども、現にある法律条文を死文化という言葉は私は適切でない。

それを受けて、今度は参議院に舞台が移ってまいります。次のページです。

懐かしい名前が出てくるんですが、安恒良一さんという方が、社会党ですが、質問をされて、それに対して松野さん、死文化しているんじゃないかというふうに言った人がこう答えているんです。傍線引いたところでございますと、我々として、今後、この五十八条を市場の透明性、公正性を高めていくというために積極的に活用するという方向を考

えたいわけでございます。

大臣、あのバブルの崩壊の後の証券不祥事のときです。ここまで、よし、もう包括的な第百五十七条を使って疑わしいものを罰していかなきゃいけないね、この考え方で実はいこうということをおしやうを九一年の段階でおしやうして、その後、バブル崩壊で金融不安で一貫して実は力を入れてきたのが、御存じのように銀行の信用不安、いや、もちろん保険会社もそうだった。つぶれて、随分あると。いつの間にかこの証券行政の中のこれから大転換を、これ私、百五十七条、包括規定を適用したら大転換になると思うんです。また、大転換しなきゃいけない時期に来ていると思っています。

その点について、こういう過去の大臣並びに証券局長の発言があった中で、これからの第百五十七条の運用に当たって、金融庁としてはこれをしっかりと受け止めて取り組んでいくということについてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思っています。

国務大臣（与謝野馨君） 証券取引法違反の事案について、刑事責任をどう追及できるかという問題でもあるわけでございますが、これは偽計、風説の流布、仮装売買、もろもろの類型があって、これについては、まあ言わば構成要件はある程度しっかりしたものになっております。しかし、この法律の難しさというのは、インチキはいけないよという包括的な規定をどう適用するかという話は、実はもう非常に難しいものが実はあることはお分かりいただけると思うんです。

で、一つは、取引とか手口が非常に複雑になっているということが一つあります。それから、立法当時は全く予想もできなかったような不正行為が行われているということがあります。私としては先生の御意見に近いわけございまして、やはりこの百五十七条が、もう少しこの新しい手口、新しい不正行為に包括的に適用されるべきだし、適用できるのではないかと。先生の御質問の御趣旨がそういうことであれば、私は先生の御意見と全く一緒でございます。

峰崎直樹君 今のお話は、この百五十七条の包括規定は、百五十八条もそうですけれども、これはこれからの金融、証券行政の中で、それを基本に据えながら取り組んでいきたいという決意だというふうに私受け止めてよろしゅうございますね。改めて確認しますよ。

国務大臣（与謝野馨君） そういう趣旨で申し上げましたが、個別の罰則規定を掛けるためには当然構成要件その他きちんとお考えなきゃいけないという部分もあるわけございまして、行政処分の対象としては、この包括規定というのは相当効果を発することはできると思っております。

峰崎直樹君 ちょっとやっぱり私ずれていると思うんです。ずれてる。何かというと、証券市場をアメリカのように原則株主資本主義という形で全面的に今やりたい放題やって

いるわけです。自由にしてきたわけです。一円の株式会社だっていいですよと言っている。かつては、株式会社というのは、資本充実の原則で一株当たり五万円の条件ありますよと。これ取っ払っちゃいました。なぜ取っ払ったのか。いろいろ条件ありますが、私は時限的にベンチャービジネスを立ち上げるんだったらその領域だけに適用するものに限らなきゃいけないのに、それらを全部一般化してどんどんどんどん来ているんですよ、これ、今日まで。

そうすると、私最初、罪刑法定主義と言いましたけれども、どうもその考え方が残っているんですよ。つまり、包括規定はあるけれども、具体的にどんな事例でなければならぬのかということについて、それを、それが上がればそれについては取り締まりましょうと、こういうことでしょうか。そうじゃないんじゃないかと言っているんですよ。市場で今、何億回、何億人の方々が、いや、現実には何百万人かもしれない。何億回という、あるいは世界の方々が市場で連日のように取引しているわけですよ。そうですね。そのときに次々と新しい問題が上がってくるんですよ。つまり、すき間をねらって、違法ではないすれすれのところをねらいながら実はどんどん出てくるんですよ。そのときに私は、法の精神というもの、つまりこれは何のために置かれている制度なのかということに逸脱するようなものが出たときには、その現場で直ちにやらない限り、実は次々と同じようなものが起きて、あれがやるんならおれもやろう、これがやるんならおれもやろうということになっているんです。

その意味では、大陸型の事前に、もう危ないから、ある程度規制を掛けた上で、そして問題が起きたらこれやれよというふうに、そう言うんなら今の罪刑法定主義よく分かりますよ。だから、今までも、日本の株式市場というのは、本格的にこの株式市場を使って日本の経済を発展させてきたと私は言えないと思いますよ。今、西室社長おられますけれども、かつて株式会社で上場するというのは何のためにあったか。それはもうプライド、一部上場メーカーです。

本当に資本市場を有効に使ってきたかということ、使ってきてない。使い始めたのは、金融の自由化、ビッグバンが始まって、今ようやく始まってきたんですね。そのときに、自由化という路線をどんどん進んでいったんなら、アメリカがそうでありますが、アメリカはそれに対してそのルールは相当厳しいですよ。百五十七条、包括規定を使って、そして直ちにその問題があればちょっとそこで現場で直ちに済む、そういうのがアメリカのSECが果たしている役割じゃないですか。そういうふうに金融行政が変わらないと、同じような問題が次から次へと起きるとするのは当たり前なんじゃないでしょうかね。

与謝野大臣、百五十七条をこれからも使いたい。私の言っている意味は、百五十七条を使うという、使わなければならなくなったという、今我が日本のいわゆる資本市場がそういう方向にかじを切ったわけでしょう、新しい会社法も出るわけですから。そのときに、実はそれには相当厳しいアメリカのSEC並みのルールが、取締りのルールや規則や様々な手段が必要になりますよ。それも含めて実は変えていかなきゃいけないんじゃないかと

いうふうに思っているんですよ。

そこで、今の私の見解と大臣がおっしゃっている日本版SECというのはこれからどうしたらいいのかというときに、いや、監視委員会の人数を増やせばいい、こうおっしゃっているんですよ。私は違うんじゃないかと思うんですよ。そこのところが、今日は是非、ああ、これは金融行政、大転換をしていかなきゃいけないなど。そして、日本版のSECというふうに我々も打ってもう何度も出してまいりましたけれども、そういうものに変えない限り、第二、第三、第四、次々このライブ問題を始めとする問題が起きてくるんじゃないかというふうに思いますので、この点についても大臣の見解、認識をお伺いしたいと思います。

国務大臣（与謝野馨君） 一つの組織が育つためには、実は大変長い時間が必要だろうと思っております。例えば、アメリカのSECは、やはり一九二九年のウォール街の大暴落の後、何年も掛けてつくった組織で、日本とは比べ物にならないほどの長い歴史を持っております。日本の証券監視委員会は、その前身は平成四、五年に起きた一連の不祥事に基づいてできたもので、まだ十数年の歴史しか持っていない。

それで、権限の問題をアメリカのSECと日本のSECを比べてみますと、私の印象は、日本のSEC、まあ証券監視委員会はアメリカのSECが持っていない権限を持っているということははっきり分かりますし、特に検査庁とは言いませんけれども、相当の権限を持った組織であるというふうに私は判断をしております。

そこで、証券監視委員会ができましたときには、見張っている方と監督している方、プレーヤー、アンパイアを別にしろとか、まあいろんな議論が実はあって、そういう意味では証券監視委員会というのは、委員長は私のところには就任のときとか年始とか、そういうときしか来られませんかくらい実は独立性を持った委員会でございます、ここには相当の権限もありますし、十数年の歴史の中でいろいろなノウハウも少しずつではございますけれども蓄積をしてきたと。これを、組織を別にすること、これは実は私が所属しております自民党の党内にもいろんな意見があることは承知をしております。

したがって、現段階でそういうことを議論することが正しいのか、あるいはこの事件が落ち着いたところで議論をすることが正しいのかと思いますと、やはり真っ最中に議論をするよりは全体の構図が分かった後に冷静な雰囲気の中で議論をしていただきたいなど、実はそのように思っております。

峰崎直樹君 今日、時間それほどありませんので、後でライブドアと、もう一つベル24問題の日興コーディアルの問題も触れたいんで、この市場論のところは早く終わりたいなと思っておりますけれども、どうしてもここはやっぱり重要な点なんで、今、日本版、いや、私たちは日本版SEC法案出しているんですけども、私たちは、証券等監視取引委員会が持っている直接的な権能の中にアメリカのSECよりもより強いものを持ってい

る可能性があるかもしれない。そこのテクニカルな、いわゆる告発だとかそういったものについての優位性があるとおっしゃっているけれども、私たちは、今先ほど来何度も言っているように、市場の流れ、市場というものを絶えず監視をして、そして市場の動きの中で、正にライブドアがやっていること、あるいはどこがやっていること、インターネットで起きていること、その現場でこれはおかしいということ直ちにとらえて、そしてそのことについての問題を、公正取引委員会が持っている審判・審決機能、こういったものを果たして持っているのでしょうか。告発するときに、問題があるからというときには、やっぱり大臣にお伺いやって、それから行くわけですね。(発言する者あり)いやいや、まあその後で申し上げます。私が言いたいのは、独立性という点からして、私は金融庁の中に証券等監視取引委員会というものを今のような形態で置いていると利益相反が起こるんじゃないかというふうに思うんですよ。利益相反、どんな利益相反かと。

例えば、この間、銀行行政を、主として銀行の検査・監督、私は金融庁はいわゆるそこはかなりウエートを掛けてきたと。そうすると私たちは、恐らく与謝野大臣にこういうことはありましたかと言っても言わないと思うんですが、P K Oというのがあります、プライス・キーピング・オペレーション、株価維持装置、指定単使ってやっていたんじゃないかとよく言われています。常識化している、ああいう問題が起きてくるという。そうすると、これは正に株価操縦をやっているもんですわ。これからJ Rの株、N T Tの株、それからもしかしたら民営化会社の株、これは売らなきゃいかぬかもしれない。そうすると、財政当局なり、そういうところとの間のまた株式市場に対するいろんな問題が出てくる。あるいは政治家が、有名な政治家がもしかしたらインサイダー取引をやっているかもしれない。

まあ今日ちょっと新聞見ると、私どもの鳩山代表の発言に対していろんなことで抗議が来ているようですけども、それはそれであれなんです、そうしたときに、上に金融担当大臣が置かれたような金融庁の下に置かれていてそういう問題が果たしてクリアできるんだろうか。独立性の担保というのは私は第一番目に必要なことだと。

それからもう一つは、市場性の取引、市場の毎日生起している出来事の中で、問題の監視をきちっとやっていかなきゃいけない。そういうことがちゃんとできるような仕組みに、我が今、金融監視取引委員会できているんだろうかね。アメリカのS E Cのような権限を持っているんだろうか。

二点目の問題は、そういう点からしても、実はその場で違法性を判断して直ちにやっていかなきゃいけないし、場合によっては取り締まっていくための多様なその取引手段も持っているんですよ。おとり捜査だ、司法取引だ、ディスカバリーだ、クラスアクションだ、盗聴だ。そういうことまでして、実は資本市場、どういうふうに今起きてきているのか、これは問題じゃないか。

例えば、おとり捜査なんかだって、あのヒルズ族という、ライブドアが入っていた大きなタワーがありますよね、あそこで何か会合が持たれていると、恐らくアメリカだったら、

おとり捜査じゃないですけども、一人そういうところに知り合いの人に頼んで入ってそこで捜査するかもしれない。それぐらいのことまでやる。それをやらなければアメリカの資本市場はもたない。アメリカの資本市場がもたない、駄目になれば、恐慌が起きたり戦争が起きたりするという、そんな激しいところまで行くわけですから、今、日本の株式市場の監視、取引に当たっても、それぐらいの権限を持ったSECをつくらなければ、私は、今先ほどおっしゃったような、いや、こういう権限はありますよ、いや、この問題が一段落したらやりますよという、そんな問題じゃないんじゃないかな、こういうふうに私は考えているんですが、大臣、今の、何点か私お話ししましたけれども、どのようにお考えですか。

国務大臣（与謝野馨君） 例えばこのライブドア事件を振り返ってみますと、証券監視委員会は証券取引を監視している委員会ですから、このライブドア関係のことも実は平成十五年ごろからきちんと資料を集めて、すべてのことが法にかなって行われているかどうかということは確認しながら進んできた。しかし、中身については私も知りませんし、監視委員長も私に報告もしてくれません。

というのは、一月末になりまして監視委員長が珍しく私の部屋に来られまして、世間では何か監視委員会が何もやっていないんじゃないか、権限がないんじゃないかというふうに報道されていて、これ自体は監視委員会の職員の士気に著しく悪い影響を与えます。私も、それは大変残念なことだと。そこで、個別事件の内容に立ち入らないで幾つかのことだけ教えてください。

一つは、ライブドア家宅捜索のときに、家宅捜索自体に監視委員会が参加しましたかと言いましたら、特別調査課には百人の職員がいますけれども、ほとんど出払ってしまいました。第二には、急に見張るようになったんですか、昔から見張っていたんですかと言いましたら、監視委員会は監視が職務なんで、大体平成十五年ごろから全部の事案について合法的に集められる資料は集めてやってまいりました。それでは、今回の家宅捜索に至った事件についてはいつごろからどういうふうに始めたんですかと言いましたら、具体的な日付等は申し上げられないですが、昨年の秋ごろ事件の端緒があって、東京地検とよく相談の上、正に合同して協力体制を持ちながらやってきた。そのことだけはよく分かってくださいというのが高橋委員長のお話であったわけでございます。

そこで、先ほども申し上げましたように、一つの組織がきちんと育つためにはやはり時間も掛かりますし、ノウハウの蓄積も必要ですし、それから人材の育成も必要でありますし、それから専門的な知識を持った方を短時間ではなくて相当の期間そこにいていただく必要がある、そういう問題は私はあると思っております。

峰崎直樹君 一つ一つのやっているのと、要するに大臣のお話聞いていると、まあこの問題もずっと取引は見ていたよと、それは大臣とは情報のファイアウォール作っていたよと。

いや、そうかもしれません。問題はそういうことじゃないんですよ。ライブドアの取引も見ているだろうし、その市場の中で起きてきているこれはと思うことをずっと絶えず、絶えず監視し、直ちに問題があるんじゃないかと思ったときにそれを指摘していかなきゃいけないんじゃないですか。そして、ルールを作っていかなきゃいけないんです、直ちに。そうでなければ、今の社会というのは法を犯さなければ、法を犯さなければお金もうけのために何をやってもいいじゃないかと。この考え方って私、そう間違っていないと思っていますよ。いや、彼を擁護しているんじゃないですよ。だって、お金もうけをきちっとするというのが会社の使命ですから。

そうすると、法を犯さなければというところのところ、この法を犯さなければが、実は法の精神というものから見ると著しく逸脱しているようなことがどんどん起き始めてきているときに、あ、これ立会い外取引、こんな、あるいは一万分の、分割している、これもおかしいんじゃないか、あるいはM S C Bを使っているのおかしいんじゃないか、見せ玉をやっているのおかしいんじゃないか。次々起きているんでしょう。次々起きていておかしいんじゃないかと、市場の取引を混乱させているんじゃないか、ほかの一般株主が迷惑を被っているんじゃないのか。そのことに対して即応性はどうなんですか、そのルールメイキングは本当に直ちにできているんですかと。アメリカはそれをやっているんじゃないんですか。そして、その直ちに処分するためには、先ほど言ったような司法取引を始めとする様々な取締りの手段を持っているんですよ。そういう体制に変えなければ百五十七条の包括規定を生かす道にはならないし、それをきちんと体制しなければ、第二、第三のライブドア問題というのは必ずまた起きると思うんですよ。そのことを主張しているんですよ。

ですから、いやいや、ですから、量的に増やさなきゃいかぬ、能力ある人を増やす、大いに結構ですよ。やらなきゃいけないです、経験も積まなきゃいけないし、そういう方法をやっぱり考えなきゃいけないと。これを急がれるのは、会社法の施行がもう実は起きてきているからですよ、そこまで来ているわけですよ。もう現にこの間の改正でずぶずぶの、いわゆる何でもありの世界になってきているわけですよ。何でもありの世界のところにきちんとしたルールがなかったら、でたらめなことがはびこっていく、第二、第三の証券不祥事というのが起きてくるように思うんですよ。

そこで、私は、今恐らく手を挙げられたんであれなんですが、一つ具体的な事例を申し上げます。私、与謝野大臣にこれだけはちょっと聞いておかなきゃいけない。今日、西室東証社長に来ていただきました。黄金株を原則として上場基準で禁止すると、こういう考えでございましたけれども、これはどうして黄金株を上場企業には禁止するというのを考えられたんでしょうか。

参考人（西室泰三君） 初めて発言をさせていただく機会を得ましたので、峰崎先生の御質問に対してお答えをする前に、東京証券取引所の社長といたしまして一言だけ申し上げ

げさせていただきたいと思います。

昨日、予算委員会でも申しましたが、東京証券取引所、十一月一日、そして十二月の八日、続けて大変にいまだかつて見たことのないような事故を起こしまして、それによって多大の御迷惑をお掛けいたしました。

本来、東京証券取引所の責務は、社会の金融経済の基幹インフラの一つを受け持っているということ、それを安定的に信頼されるように運営するというところでございますので、その点について非常に大きな問題を起こしましたこと、心からおわびを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、今の峰崎先生の御質問、そもそも黄金株と言われるものをどうして禁止の方向に持っていくという考えがあるかということでございますが、これは、原則的に会社は株主の全体の意向に反するようなことを経営陣あるいは特定の株主がやるというのは良くないことであるということをはっきりさせるためというふうに私どもは考えております。

以上でございます。

峰崎直樹君 ということは、株主の公平性の原則と申しますか、株主は原則的に公平でなきゃいかぬと。一般株主と特定のそういう拒否権付きの黄金株を持っている人とかですね、あるいは株主のときの権限が二倍になっているようなもの、そういう株は駄目だということですね。

そこで、この議論があった十一月の二十二日に、与謝野大臣はこういうふうに記者団にお答えになっているんです、今の問題について。東証というのはすべての株が取引されるという場所であって、会社法で認められている幾つかの種類の株を持っている会社だけを上場させないという話は会社法で認められていることを東証の上場基準で否定すると、こういうことは多分理屈の問題としてはあり得ないだろうと、こうおっしゃっているんですよ、いろいろおっしゃっていますからこのとおりであるかどうか分かりませんが。会社法と証券取引法、まあそれに基づくいろんな東証の上場基準と、どういう関係で理解されていたんですか。

国務大臣（与謝野馨君） 会社法の中ではいわゆる種類株というのが認められたわけですし、その中では企業の買収に対する企業防衛という観点からの種類株も当然入っているわけでございます。黄金株を一律に禁止するということは、やはり法律全体として会社法で認められている株を持っているところが上場できないというのはやっぱりおかしいんだろうというふうに私は基本的に思いました。

しかしですね、しかしそれは、例えば既に上場している会社が急に黄金株を導入したり、これはもう既存の株主の利益を損なうわけですから、そんなことがあっていいはずはない。しかし、新に上場する会社が何らかの理由でそういう種類株を持っている場合、これを一律禁止するということは多分おかしいんだろうと思います。

一方では、そういう拒否権付きの特定の株主がいるということによって他の投資家の利益が損なわれるということもまたあってはならないと思います。そういう観点も必要ですし、またもう一つは、海外で行われている株式に関する慣行、こういうものも参考にしなければならぬということ、今東証で原案を作って、パブリックコメントに付しておりますから、そういう意見を総合して東証の方でこれに関する取扱いについての原則というものを決めていかれると、そのように思っておりますが、法律論として申し上げれば、今言ったようなことを実は私はその記者会見のときに考えていたわけでございます。

峰崎直樹君 私は、与謝野大臣、是非考え方聞いてみたいのは、要するに会社法で認められているんだから、それは証取法や証取法の下でルール化されている東証の基準にですね、それは入っていくのは当たり前だという認識があったとしたら、私はこれは全く間違えていると思うんですよ。

公開株式会社というのと、それから民法上の株式会社、例えばベンチャー企業そうですね、非上場の。あるいは非上場の、非公開の株式上場してない会社あります。こういうところのやり取りというのはその中の人たちの株主のやり取りで、民法上の貸借対照でいいんですよ。公開株式会社として登場してくれば、これは要するに今の株主も重要ですよ、株主の平等というのは。将来の株主がたくさんいるんですよ。世界にいるかもしれません。そういうところのいわゆるルールを決めているのが証券取引法であり、その下で東京証券取引所が様々なルールを持たされて、更に私的ルール作られているんですよ、かなりもう公的な分野に近いと思いますけれども。ここは画然と分けて、実は公開株式会社においてベンチャー企業には認められていたような黄金株だとか種類株だとかというものも、株主平等の原則の立場からすればこれは認められないという私は東京証券取引所の考え方の方が正しいんじゃないかと思うんですよ。TOBが掛かったときにそのポイズンピルをどうするかというのは、それは正にオークションの世界に入ってくるわけですね、TOBを掛けたときの、オークションですから。それは、そのときにどういう対応をするかというのは様々な、毒薬も許されるということでポイズンピルになっているわけです。ちょっと待ってください、待ってください。

その意味で私は、そういう意味で、この発言を聞いたときに、与謝野大臣の頭の中には今の株主と、要するに民法的な株主の世界だけがあって、今その会社法が改正されて、公開株式市場というものを、いわゆる資本市場をダイナミックに展開をしていかなきゃいけない日本の株式会社というものは余り想定されてない。そのときにおけるルールというのは、在り方というのはどうあるべきなのか。それが、さっきから言っている日本版SECをつくっておかないと、金融庁のいわゆる監督行政、業者行政、護送船団とは言いませんよ、だんだん直ってきていると思うけども、しかし、それにしてもそういう行政とは異質の世界じゃないですかということなんですよ。その点についてどう思われますか。

国務大臣（与謝野馨君） 私の記者会見のフルテキストをお届けしたいと思いますが、そのときには、既にも上場しているところが黄金株などを突然発行して他の株主の権利を害するという事は全く考えられないと、それは申し上げております。

ただ、黄金株を持った新しい会社が上場をする、それから黄金株を持っているということが既に公知の事実になっているという場合には、それを一律禁止するというのはやり過ぎなんではないかということをお願いしたんで、無条件で私はそういうことを申し上げたのではなくて、むしろ狭い解釈で、会社法で認められているもののうち、他の株主の権利を害さない範囲での上場というのはやっぱり理論的な可能性としては残しておく必要があるということをお願いしたわけでございます。

峰崎直樹君 それは読んでおります。その点は私もフルで読んでおりますが、そのときに許される、今、たしか日本石油開発ですか、通産省が拒否権持っているやつが上場されているとか言ってますし、恐らくジャスダックとかほかの市場で許すというようなことがあるのかもしれませんが、いずれにせよ、私が言いたかったのは、最初の法律のとらえ方です。つまり、公開をされるというときには持っていなければいけないその原則みたいなものが株主平等の原則であり、原則的には、そういうものが侵されるようなものがあっちゃいけないんじゃないかなと思うんです。

そこで、東京証券取引所にまた、今度は社長に聞くんですが、親子上場というのがありますよね。そうすると、今、最近持ち株会社がはやっていますけども、事業会社であれ、親会社が絶えず支配権を持っている株と、いわゆる子会社が上場して、子会社の株主というのは支配権が持てない株式というふうに二つ、これは二種類存在してしまうことになるんで、これは問題だと思いませんか。その点、東京証券取引所はどのようにお考えになっていますか。この黄金株の問題と非常によく似てるんですよ。

参考人（西室泰三君） 今の御質問に直接お答えを申し上げたいと思います。

今、子会社上場についての見解ということでございますけれども、子会社上場については、私どもといたしましては、子会社を上場するに当たっては、子会社の方に十分な独立性が認められるかどうかということ、そして親会社との関係についてはっきりとその関係を明示する、公開する責務を負わせるということをやっております。同時にこれは、子会社だけではなくて親会社に対しても同様の責務を持ってもらうということで、公開義務を持っていただいております。

子会社上場というのが必要な場合というのは結構ございまして、一つの大きな企業グループの中で、あるいは企業の中で親子関係の会社がある。そうすると、子会社の上場ができない場合には企業全体の価値だけで株価形成がされるんでございますけれども、子会社を独立して上場させると、独立性を持たせて、ということによって、特定の部分、その子会社が受け持っている部分についての評価が市場で別に評価していただける、そういうこ

とが可能になるわけです。ですから、全体の会社の経営の中で、特にこれだけは別会社として、のように上場もし、市場の評価を得たい、そういうふうな考え方、それをやはり自由度を持つべきであろうということまでこれを認めさせていただいているということまでございまして、十分な情報の開示、それは私どもとしては常に注意をしております。

峰崎直樹君 社長、親子上場を世界でこんなに認めている国ないですよ。

で、もし、これは実は持ち株会社の問題とも絡んでくるんですけども、日本でも持ち株会社がどんどんはやっている。企業結合法制という意味で、親会社、持ち株会社は自由に権限は持つけれども、実は責任を負わない領域があるんですよ。それでいいところ取りをずっとやっているんですよ、企業結合の法制がない中で。これは問題提起ですと何度もしていますので、金融担当大臣、今日は、本来これは法務大臣かもしれませんが、やはりその改革を、親子上場の問題もそうですけれども、きちんとやらないと、もうとにかく今もう持ち株会社だけで、どのくらい持ち株会社ができているんだろうかと。しかも、持ち株会社の上にもまた持ち株会社をつくられた銀行があるんじゃないですか。あれは一体どこでどんなガバナンスが利いているのかさっぱり分からない。それを全部銀行行政の中で認めてきていますよね、いやそれは結構なことじゃないかと。じゃ、それに伴う企業結合法制みたいなものがちゃんと責任が伴っているのかなと。大きくしたことがいいか悪いかの議論はまた別にして、またこれも金融コングロマリットの議論、当然出てくると思いますので、議論はしたいと思いますが、私は、そういう問題にメスを一ずつ入れていかないと、日本の資本市場って一体どうなっているんだと、会社のいいところ取りで、そしてきちんとしたその規制というものが全然利いてないじゃないかと。こういう世界がまだまだ私は、今日は指摘しておりませんが、たくさん残っているんじゃないのかなというふうに思えてならないんです。

いずれにせよ、ライブドア問題から発展して、もうあと私の質問時間、五分程度に残ってしまったんですけども、西室社長、何かありますか。

参考人（西室泰三君） 今の諸外国にはないという御指摘でございましたけれども、極めてなお……

峰崎直樹君 いやいや、珍しい。

参考人（西室泰三君） 珍しいことは事実でございますが、ニューヨークの証券取引所でも結構数がございまして、具体的に例を一つ挙げさせていただけば、NTTとNTTドコモはニューヨークにもそれぞれ独立して上場を許されております。

峰崎直樹君 非常に珍しいということなんでありまして、その恐らく上場のときの条件

というのが必ず付いていると思いますが、そのことは今日はちょっとあれで、もう残りが五、六分しかなくなってしまうして、肝心のこのライブドアとそれから日興コーディアルのベル24のところほとんど入れないままに入ってしまった。

そこで、今日は、問題はライブドアでございましたけども、今度はベルシステム24を使った問題について、粉飾疑惑が起きているんじゃないかということで、資料を何点か用意をさせていただきました。

ちょっとこれは問題提起だけで終わってしまうかもしれませんが、後日また必ず議論させていただきたいというふうに思いますが、お手元に一番最後に七ページに、資料を配った、ライブドアのMアンドAの構造図というのを書いてまいりました。これは、今回のライブドアがいわゆる刑事事件になったところのいきさつを書いたものでございます。これは詳しくもう時間ありませんので申し上げられません。

実は、ベル24の買収問題というのが新聞あるいは最近では雑誌などにもぎわしているわけですが、このベル24が、日興コーディアルがどのようなやり方をしていったのかということについては、六ページにこのベル24買収の経緯を小さい字ですが書いておきました。何が問題だったのか。もう一言でしか時間ありませんので言いようがないわけですが、五ページの東京新聞のところが一番分かりやすいんじゃないかと思いますが、日興コーディアルグループという持ち株会社が下に投資会社を持っておりまして、日興プリンシパル・インベストメンツ、NPIというところがあり、その下に一〇〇%の出資のこれはSPC、NPIホールディングスという、そのSPCがベルシステム24を買収し子会社化していったと、こういう経過であります。

で、複雑なやり取りがあるんですが、この一〇〇%出資したSPCの会社は、実は連結の対象に含めないということで、利益だけはその代わりこの日興コーディアルグループ全体にそれを付けていく、こういうやり方を取ったわけです。まあ詳しい中身は、今日は時間がもうなくなってきたのでやめますが、非常にライブドアのMアンドAの構造図と似ているんですが、ライブドアの場合は投資事業組合というのをつくったんです。このお手元に、一番最後、七ページですね。そして、これそこに、下に数字書いていますが、投資事業組合にライブドアが出資していた。これは何の違法もないんじゃないか。事業として企業買収をするというのは、下に三つ書いていますけれども、これも当たり前じゃないか。あるいは、そのグループ会社やライブドアとの間で株式交換を行うのは商法上認められている。そして、ライブドアあるいはそのグループ会社が株式分割を行うのは、商法上、何の支障も実は今のところはない。投資事業組合が投資有価証券を場外売却して利益を得るのも、これは本来の事業目的だ。得た利益で出資者であるライブドアに配当して資金還流すると、こういう構造だったんだと言われているんです。この中には、一つ一つの取引に問題があるということで今逮捕されているわけですね。取調べを受けているわけがありません。

問題は、何が言いたいかということ、日興コーディアル証券の方は一〇〇%子会社のSP

Cがやったわけですよ。そうすると、こういういわゆる投資組合とかあるいはSPCをどのように連結上扱うかというのは、実質支配権基準というのがある、その実質支配権基準というのはだれが実際に支配しているかによって決まる。ライブドアの件で言えば、この投資事業組合がだれが実際に権限を持っていたか。お金は圧倒的にライブドアが出していたことは間違いのないと思うんです。しかし、そこを運営していたのがだれかで決まるんです。それが実は自殺された方だった、自殺というか、沖縄で亡くなられた方だったのではないかとされているわけです。これがキーマンだったわけです。

今度のこっちの方は、日興コーディアルグループの方は、このホールディングスは一〇〇%SPCで持っているわけです。この会社は投資目的でならいいですよ。正に投資目的というのは御存じのようにベンチャーですよ。しかし、一〇〇%ベンチャーで出資するということはありませんし、一〇〇%出資しているんだったらこれ実質支配基準に該当するんですよ。ところが、これは実質該当基準に該当しないというふうに社長さんも答えているんだそうですよ。会計監査もそれで通っているんですよ。

私は、また資料をその前見ていただきたいんですが、このライブドアと日興コーディアルグループによる、ライブドアと対比してみたんですよ。日興SPC、ベル24は、組織形態は株式会社、単独出資一〇〇%、資金依存も一〇〇%、意思決定は日興。ライブドアは投資事業組合で、これは組合という組織形態で、複数出資、多分持分割合は九九%以下、ライブドアが重度、資金もかなり大きく依存している、ファンドの運営者が意思決定をした。同じような、今日、粉飾とか偽計とかということについては時間ないんで触れませんが、同じようなことをやっているというより、私は日興コーディアルのやったの方が悪質じゃないかと思っているんですよ。

これについて、実は今日は、刑事局長、このことについて答弁しろと言いますが、金融担当大臣で結構です、こっちの方が悪質じゃないですか。どう思われます。

国務大臣（与謝野馨君） 予断を持って判断を申し上げられませんが、勉強はしてみますし、仮に問題があるとすれば、法令の適用の対象となるかどうかはきちんと検討するつもりでございます。

峰崎直樹君 是非検討してもらいたいんですよ。

それで、いや、今日はそっちの方に本当は時間割きたかったんですけども、またいつかやらしていただきますけれども、まあ同僚議員もやってくれると思うんですが、この仕組みをずっと見て、私、後ろにベルシステムが、24がどういうふうを買収されていったかという経過が書いていますからごらんになっていただいていると思うんですが、これは全部周知の事実なんですよ。新聞やいろんなもう雑誌なんかでも書かれているんですよ。

で、今検討するということですから、調査をされ、検討されますね。そして、それは私どもに報告をしていただけますか。あるいは、委員会等の場で明らかにしていただけます

か。

国務大臣（与謝野馨君） 会社の名誉にかかわることでございますし、相手方の名誉を不当に傷付けないような方法で事実関係を調べたいと思っております。

峰崎直樹君 調べていただきたいと、調査をしていただきたいと思います。

で、監査もしておりますから、監査委員も調べてください。中央青山というその監査委員なんです。そして、ライブドアは港陽ですけども、ライブドアマーケティングという会社の監査も、これまた中央青山なんです。

で、私はもう何度も、これ中央青山はもう、カネボウも出ましたね、ダイエーも出てきた。このいわゆる管理監督は金融庁がやっておられるんですよね。ここら辺もしっかりやってもらわないといかぬと思っているんですよ。それも調査をし、報告をいただきたいんですが。

私は国会に、今日はこれだけの、五、六分程度の質疑で皆さん方がああそれは問題だなというふうに思われなないかもしれませんが、私は、委員長にお願いをして、是非この日興コーディアルの社長、有村さん、これはいろんなところでもうしゃべっておられますから、我々はこのベル24については間違っただけをやっていないとおっしゃっています。だから、この国会の場に来ていただいて、参考人として来ていただけないかな。それから、監査をされた方もおられますから、この監査基準に、きちんと本当に監査されていたかどうかという意味で、私は中央青山の奥山理事長にこの場に来ていただいて、私、数字を持っていますから、それで一つ一つ付き合わせしていきたいなど。

お二人の参考人の招致をお願いを申し上げて、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。